



各課からのお知らせ

不正取得被害を最小限にするために住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の登録を！

●本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市区町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

●登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料

※手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1226

住基ネット関連サービス停止のお知らせ

平成30年12月11日(火)から14日(金)に機器更改が行われるため、住民基本台帳ネットワークの稼働が停止となり下記の事務が利用できなくなります。

- ・マイナンバーカードの発行、破棄、継続利用等の事務
- ・マイナンバーカード、住民基本台帳カードを用いた特例転入および特例転出

- ・住民票の写しの広域交付
- ・電子証明書の発行等の事務

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

問合せ 住民福祉課 戸籍担当 ☎82-1226

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子さま等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明す

る書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成30年10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチント納めましょう。

問合せ 住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226

河川等の水質事故防止にご協力を！

河川や水路に油や薬品等が流れ、魚が死んだり、水道水や農業用水の取水に影響を及ぼしたりする水質事故が県内でも多く発生しています。

年末の大掃除等の際、いらなくなった塗料や油、薬品等の取り扱いには十分に御注意いただき、決して河川や水路、側溝に流すことのないようにお願いします。

対応に係る費用は、原則事故原因者の負担となります。

もし、水質事故を見つけた場合には、速やかに東松山環境管理事務所または役場にご連絡ください。

問合せ 東松山環境管理事務所 ☎23-4050
保健衛生課 ☎82-1777

ごみの自己搬入 ～混雑緩和についてお願い～

年末年始は、ごみの自己搬入を利用する方が多く、小川地区衛生組合でのかなりの混雑が予想されます。

自己搬入を利用する方は、素材ごとに分別してから車に積み込んでください。荷下ろしの際の時間短縮になります。また、時間帯や日程等を調整いただくとともに、粗大ごみ

以外は収集カレンダーに従って地区の集積場に出してください。混雑緩和にご理解ご協力をお願いいたします。

なお、自己搬入の手続き等については、下記までお問合せください。

問合せ 保健衛生課 ☎82-1777